

美作市事後審査型一般競争入札公告共通事項

1 入札に参加できる者必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 美作市契約規則（平成26年規則第33号。以下「契約規則」という。）別記1 建設工事請負契約入札参加資格の規定により入札参加資格を有すると認められる者であること。なお、入札公告において特別に定める場合は、契約規則別記5 建設工事一般競争入札第3条第2号の規定により一般競争参加資格審査申請書を提出することができる。
- (3) 入札の公告日から落札者が決定する日までの間において、美作市建設工事等入札参加資格に係る指名停止等要領（平成17年告示第28号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (4) 入札の公告日から落札者が決定する日までの間において、美作市建設工事等暴力団排除対策措置要綱（平成18年告示第10号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 入札の公告日から落札者が決定する日までの間において、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第28条第3項又は第5項の規定による営業の停止命令を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 受審した経営事項審査が有効期間内であること。

2 入札参加資格確認申請書等

- (1) 入札参加資格確認申請書及び関係書類（以下「申請書」という。）は、次のとおりとする。
 - (ア) 申請資料
 - ①一般競争入札参加資格確認申請書（様式1号）
 - ②工事施工実績調書（様式第2号）

{実績工事のCORINSの写しを添付。なお、登録していない場合は請負契約書の写し並びに図面の写し(配置図、各階平面図、面積表等で実績が確認できるもの)を添付}
 - ③監理技術者等配置予定調書（様式第3号）

{「法令による免許・国家資格」の写し、入札参加資格確認申請日以前に3月以上の雇用があることを証明する書類の写し、配置予定技術者が監理技術者の場合においては、監理技術者資格者証の写し及び監理技術者講習修了証の写しを添付}
 - (イ) 確認資料
 - ④建設業法に基づく経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
 - ⑤特定建設業の許可証明書の写し
 - ⑥営業所一覧表（建設業許可申請別表の写し）
 - ⑦資本関係・人的関係等に関する調書（様式4号）
 - ⑧460円分の切手を貼付し、宛名を記載した定型の封筒（資格審査結果通知用）
- (2) 前号(ア)申請書類の提出は、入札公告で定める期日までに総務部管財課に提出するものとする。

3 配置予定技術者の取扱い

- (1) 配置予定の技術者の専任が必要とされる工事（以下「専任工事」という。）では、入札参加資格確認申請書を行う時点において、美作市が行う入札以外の入札で配置予定の技術者として入札への参加申請を行っている技術者を配置予定技術者とすることはできない。また、美作市が入札公告を行った専任工事に配置する予定の技術者を、その工事の落札決定があるまでは、美作市以外の者が発注する工事の配置予定技術者とすることはできない。
- (2) 入札参加資格確認申請を行う時点において他の工事に主任技術者又は監理技術者として従事している技術者（主任技術者にあつては、当該入札に係る工事と同一の場所又は隣接した場所で行われる他の工事（美作市が認めるものに限る。）において、主任技術者として従事している者を除く。）は、従事中の工事に係る工期の終期が開札日の前日以前である場合又は従事中の工事に係る完成を確認するための検査が開札日の前日までに終わることが明かである場合を除き、配置予定技術者とすることはできない。
- (3) 美作市が発注する専任工事を含む複数の工事に同一の技術者を配置予定技術者として入札参加資格確認申請書をした場合には、専任工事について先に落札決定があった場合は、同一の技術者で入札参加資格確認申請を行った他の入札（美作市が行った者に限る。ただし、同一の場所又は隣接した場所で行われる他の工事（美作市が認めるものに限る。）において、同一の主任技術者として入札参加資格確認申請を行った入札を除く。）は、無効とする。

なお、この場合においては、落札決定があった案件以外の入札について、直ちに取下げ書を提出すること。ただし、既に入札を行っている場合には、直ちに管財課へ連絡すること。

- (4) 美作市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年条例第 53 号）第 2 条の規定により議会の議決を経なければならない工事においては、入札参加資格確認申請を行う時に配置予定技術者を特定できない場合には、複数の技術者（3 名まで）を配置予定の技術者として入札参加資格確認申請を行うことができる。

4 設計図書等に関する質問および回答

- (1) 設計図書等に関する質問は、設計図書等に関する質問・回答書（様式第 5 号）により書面によってのみ受け付けるものとし、提出の方法及び期限並びに提出先は、入札公告で定めるところによる。
- (2) (1) の質問に対しては、入札公告で定めるところにより回答する。

5 入札の執行

- (1) 入札参加表明及び入札並びに開札は、岡山県電子入札共同利用システムにより行う。なお、共同企業体で入札参加する場合は、代表企業において処理を行なう。
- (2) 入札執行回数は、3 回までとする。ただし、入札前に上限価格を公表する場合は 1 回とする。
- (3) 落札者にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を減じた金額を入札書に入力するものとする。
- (4) 最低制限価格を設定した場合において、入札価格が最低制限価格を下回った者の入札は無効とする。
- (5) 落札者がいない場合（低入札価格調査を実施した結果、落札者が決まらなかった場合を含む。）

は、入札を原則として打ち切るものとする。

- (6) 低入札価格調査制度による調査基準価格を設定した場合において、契約規則第 20 条に定める調査基準価格を下回る入札が行われた場合の落札者の決定は、契約規則第 24 条の規定により行なう。入札に際しては、あらかじめ入札価格の内訳書を作成しておくこととし、契約担当者から入札価格の内訳書の提出の指示があった場合には、指定の時刻までに指定の方法により提出するものとする。指定の時刻までに指定の方法により提出がない場合は、失格とする。また、提出された入札価格の内訳書の金額の合計（消費税額及び地方消費税の額を除く。）と入札書に記載された金額が一致しない場合は、失格とする。

6 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の応札を行った者を落札者としていた場合には、落札の決定を取り消す。

- (1) この入札公告共通事項及び入札公告で示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 入札公告において示した条件に違反した入札
- (4) 契約規則別記 8 建設工事等電子入札第 14 条各号に掲げる入札

7 落札候補者の決定及び入札参加資格の審査

- (1) 契約規則の規定による上限価格の制限の範囲内で最低の価格を持って有効な入札を行った者（最低制限価格を設定した場合においては、上限価格以下の金額で最低制限価格以上の金額を持って応札したもののうち最低の価格を持って有効な入札を行った者）を落札候補者とする。ただし、低入札調査価格を設定した場合において、低入札価格調査基準を下回った入札を行った者がある場合は、当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、その者を落札候補者とせず、上限価格の制限の範囲内の価格を持って入札したほかのもの内、最低の価格を持って入札したものを落札候補者とすることがある。
- (2) 前号で決定した落札候補者に、2（1）に定める（イ）確認書類の提出を求め、提出された申請書等を確認する。
- (3) 申請書等を確認した結果、入札参加資格を有すると認めた申請者には、入札参加資格確認通知書を交付し、落札者として決定する。
- (4) 入札参加資格を認めなかった申請者に対する通知は、入札参加資格不適格通知書を交付し、失格とする。この場合、次順位の者を落札候補者とし、前 2 号により入札参加資格の確認を行なう。
- (5) 資格がないと認められた者は、管財課に対し、その理由について、入札公告で定めるところにより説明を求めることが出来る。
- (6) (5) の説明要求に対しては、入札公告で定めるところにより回答する。

8 入札保証金

契約規則第 17 条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

9 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上とする。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証

事業会社をいう。)の保証を持って契約保証金の納付に代えることが出来る。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、または履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

10 支払条件

- (1) 前金払 あり (契約金額の 40%以内の額(債務負担行為に係る契約の場合には、当該会計年度の出来高予定額の 40%以内の額。ただし、設計図書に契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が定められているときは、契約会計年度に翌会計年度分に支払うべき前払金相当額を含めて請求することができる)とする。)
- (2) 中間前金払 あり (契約金額の 20%以内の額(債務負担行為に係る契約の場合には、当該会計年度の出来高予定額の 20%以内の額。)
- (3) 部分払 あり (請負金額に応じて支払い可能回数が異なるので、契約規則を確認すること。)

11 その他

- (1) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止を行う事がある。
- (2) 落札者は、病休、死亡、退職等特別な理由がある場合以外は、配置予定技術者調書に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置しなければならない。
- (3) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された申請書等は、入札参加資格の確認以外の目的では使用しない。
- (5) 提出された申請書等は返却しない。
- (6) 提出期限後における申請書等の差し替え及び提出は認めない。